

## 年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76 - 2151 内線 222

### 基礎年金の国庫負担 「2分の1」に増えました

ようやく「2分の1」が実現  
基礎年金の支給に関する国庫負担は、これまで「3分の1」でしたが、平成16年の法改正で「2分の1」に引き上げられました。少子高齢化が進む中、公的年金の財源を持続可能にすることが目的です。しかし、この間の年金の支給漏れ問題の混乱で今年まで実施が遅れました。一方、この財源確保のために、65歳以上の人の公的年金控除の最低額引き下げや65歳以上で所得金額1千万円以下の人の老年者控除廃止という問題も起きました。減免を受けている人も給付額が増低所得で保険料の減免を受けている人は国庫負担引き上げにより、今年4月以降の加入期間について給付額が増えます。

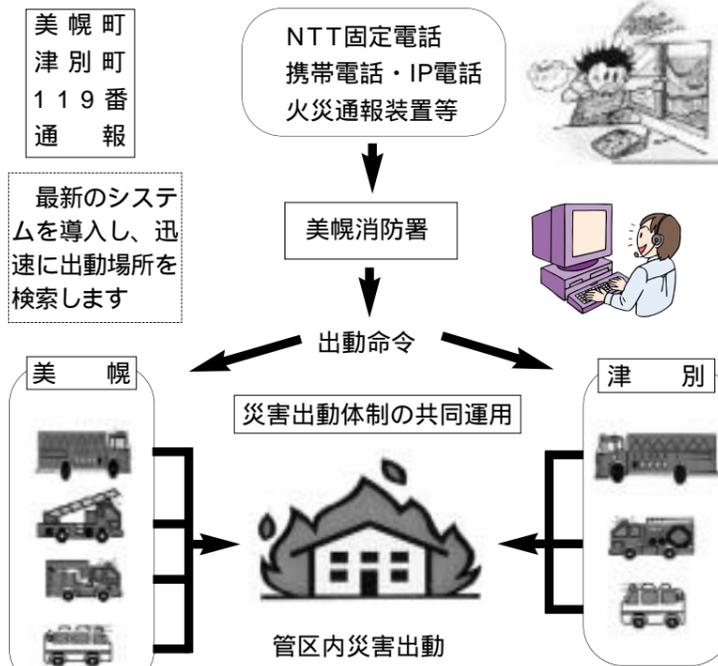
免除の種類	給付水準	
	改正後	これまで
全額免除	2分の1	3分の1
4分の3免除	8分の5	2分の1
半額免除	8分の6	3分の2
4分の1免除	8分の7	6分の5

## 美幌・津別広域事務組合からのお知らせ

美幌消防署、津別消防署災害出動体制の共同運用が始まります

7月号の広報で、12月から津別町の119番通報が、美幌消防署につながることをお知らせしましたが、119番の一括受理により美幌、津別消防署の活動人員、施設の共同運用が始まります。

災害出動体制の共同運用のイメージ



## 平成21年10月1日以降に出産される方から、出産育児一時金の支給額と支払方法が変わります

### ①支給額が変わります

4万円引き上げ、原則42万円となります  
産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外の場合は39万円となります。

### ②直接支払制度が実施されます

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みに変わります。

今後は原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などにお支払いください。また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することができます。

出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です。

(ただし、出産費用を病院などにいったんご自身でお支払いいただくことになります。)



## 秋の火災予防運動実施

10月15日(木)～10月31日(土)

サイレン吹鳴...10月15日～10月21日 午後8時～  
消防車による町内広報...10月15日～10月31日  
消防車による防火呼び掛け...10月17日 午後1時～  
防火パークゴルフ大会...10月18日 午前9時～

《お知らせ》

住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。既存住宅は、平成23年5月31日までに設置することになっています。(町内の電気店で取り扱っています)



火災予防統一標語

「消えるまでゆっくり火の元にらめっ子」

問い合わせ先 津別消防署 ☎ 76 - 2189

## 10月は、町道民税第3期 国保税第5期の納付月です

納期限は11月2日(月)

口座振替をご利用の方は預金口座の残高を確認してください。

問い合わせ先 ☎ 76 - 2151 税務担当(内線220・221)  
収納担当(内線218)

## 10月から住民税の年金からの引き落としが始まります

65歳以上の年金受給者で、住民税を納税されている方にお知らせです。

引き落としされる住民税額は

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが中止となる場合は

引き落としの開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役場や金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただいております。

## - 施設休館のお知らせ -

生活改善センター(町民会館)は、施設改修工事のため、平成21年11月1日から平成22年3月31日までの間、休館となります。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ先 中央公民館 社会教育課 ☎76 - 2713

## 地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援について

総務省では、経済的な理由などでアナログ放送からデジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を予定しています。

対象者 「日本放送協会(NHK)の受信料の金額免除を受けている世帯」が対象です(具体的には、生活保護世帯等、障がい者がいる世帯でかつ世帯全員が町民税非課税の世帯、社会福祉事業施設入所者)

すでに、地上デジタル放送を視聴されている世帯は支援の対象外です。

受けられる支援の内容 現在お持ちのアナログテレビに取り付ける簡易なチューナーの無償給付をします。アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。

申し込み先 総務省地デジチューナー支援実施センター  
申込受付期間 平成21年10月1日～平成21年12月28日  
注意いただきたい点

・支援の申込には、NHKと受信契約を結び、全額免除

の適用を受けることが必要です。免除申請手続きには役場福祉担当(11番窓口)で受け付けています。

・支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を精算することができません。

問い合わせ先  
支援制度について

・総務省地デジチューナー支援実施センター  
☎0570 - 033840 (FAX044 - 966 - 8719)

上記の番号で繋がらない方は☎044 - 969 - 5425

NHKとの受信契約、受信料免除について

・NHK視聴者コールセンター☎0570 - 000588

・津別町役場保健福祉課介護福祉グループ福祉担当  
☎0152 - 76 - 2151